

(第30号議案)

中野区建築審査会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (招集) 第3条 会長は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合</u>には、審査会を招集しなければならない。 (1) 区長から法の規定(<u>他の法令において準用する場合を含む。</u>)に基づいて同意を求められたとき。 (2) 法第94条の規定(<u>他の法令において準用する場合を含む。</u>)に基づいて審査請求の<u>審査又は裁決</u>を行うとき。 (3) 区長から諮問があつたとき。 (4) 2名以上の委員から審査会に付議する事案を示して招集の請求があつたとき。 2 会長は、必要があると認めるときは、審査会を招集することができる。 第4条・第5条 (略) (会議の公開等) 第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定(<u>他の法令において準用する場合を含む。</u>)に基づき審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、議長が会議の秩序維持等のため特に必要があると認めたときは、審査会の議決により公開しないことができる。 2 会議の運営に関する事項は、審査会が定める。 第7条～第11条 (略) 附 則 (略) 附 則 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u>	第1条・第2条 (略) (招集) 第3条 会長は、次の各号の<u>一に該当する場合</u>には、審査会を招集しなければならない。 (1) 区長から法の規定に基づいて同意を求められたとき。 (2) 法第94条の規定に基づいて審査請求の<u>審査・裁決</u>を行うとき。 (3) 区長から諮問があつたとき。 (4) 2名以上の委員から審査会に付議する事案を示して招集の請求があつたとき。 2 会長は、必要があると認めるときは、審査会を招集することができる。 第4条・第5条 (略) (会議の公開等) 第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定に基づき審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、議長が会議の秩序維持等のため特に必要があると認めたときは、審査会の議決により公開しないことができる。 2 会議の運営に関する事項は、審査会が定める。 第7条～第11条 (略) 附 則 (略)